

## 宮城県公報

行 政 部  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	(循環型社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○国民健康保険事業費納付金算定に係る各種係数等について	(国保医療課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	( )	二
○肥料の登録有効期間の更新	(みやぎ米推進課)	三
○肥料の登録事項の変更	( )	三
○肥料の登録の失効	( )	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(水産林政総務課)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	( )	五
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	五
○保安林の指定実施要件の変更の予定	( )	六
○道路の区域変更	(道路課)	六
○道路の供用開始	( )	六
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	( )	六
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	七

ページ

## 告 示

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(十五件) (教育庁特別支援教育課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁文化財課) 一〇
- 取用委員会
- 県道石巻鮎川線給分浜2号事件審理の開始 一一

○宮城県告示第二百十四号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
  - 名称 宮城りんかいアスコン株式会社
  - 所在地 宮城県多賀城市栄二丁目二百十七番地六
  - 代表者の氏名 金澤 弘孝
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県岩沼市下野郷字西原一番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類  
木くず又はがれき類の破碎施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第八号の二)
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
がれき類
- 五 申請年月日  
令和二年二月二十八日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所若沼支所（塩釜保健所若沼支所）
- 2 縦覧期間 令和二年三月二十四日から令和二年四月二十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
- 七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 令和二年五月七日
- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所若沼支所（塩釜保健所若沼支所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百十五号  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百	令和二年三月二十日	令和五年三月十九日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番地一	令和二年三月二十一日	令和五年三月二十日

○宮城県告示第二百十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係数又は指数	知事が定める数
医療費指数反映係数	〇・五

一般納付金所得係数

一般納付金基礎額調整係数

一般納付金被保険者均等割指数

後期高齢者支援金等納付金所得係数

後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

介護納付金納付金所得係数

介護納付金納付金基礎額調整係数

介護納付金納付金被保険者均等割指数

一般納付金所得係数	〇・九一二二七〇六七六九九
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九八四六六一八一九一四
一般納付金被保険者均等割指数	〇・七
後期高齢者支援金等納付金所得係数	〇・九〇六三〇〇五二四〇九九〇
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九八七三五九
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	〇・七
介護納付金納付金所得係数	〇・八六九一四三五一四二六五七
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九五四一四五
介護納付金納付金被保険者均等割指数	〇・七

○宮城県告示第二百十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年三月二十四日

○宮城県告示第二百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和二年三月六日次のとおり委託した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地

株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
令和元年 八月十三日	第五八〇号	副産石灰肥料	45・0貝殻石灰肥料			四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社千葉肥料	宮城県牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一五六番地	令和七年 十月一日
令和元年 九月二十日	第五九七号	混合有機質肥料	プラントアミノ	六・〇	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	令和四年 十月十七日
令和元年 九月二十日	第五九八号	混合有機質肥料	バイオノ有機H	七・〇	四・〇	二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	令和四年 十月十七日
令和元年 九月二十日	第五九九号	混合有機質肥料	さゆり5号	七・二	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	令和四年 十月十七日
令和元年 十月二十九日	第五八一号	副産石灰肥料	かき殻石灰			五〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	グリーンプラン株式会社	宮城県登米市登米町寺池銀山六〇番地一	令和七年 十一月二十日

○宮城県告示第二百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更前後	
第六一〇号	消石灰	68防散消石灰	宮城石灰工業株式会社 宮城県登米市中田町上沼北桜場八六番地	宮城共同化工株式会社	宮城石灰化工株式会社	令和元年 十月十五日

第六二二号	消石灰	70消石灰	宮城石灰化工業株式会社 宮城県登米市中田町上沼北桜場八六番地	氏名(名称)	宮城共同化工株式会社	宮城石灰化工株式会社	令和元年 十月十五日
-------	-----	-------	-----------------------------------	--------	------------	------------	---------------

○宮城県告示第二百二十一号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
令和元年 八月一日	第五七八号	加工家きんふん 肥料	レア・ゴールド 1	二・五	二・五	一・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢字切符七番一〇 号
令和元年 八月一日	第五七九号	加工家きんふん 肥料	レア・ゴールド 2	三・四	八・〇	五・二		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢字切符七番一〇 号
令和元年 八月二十一日	第五二五号	混合有機質肥料	武蔵屋有機	四・〇	三・〇			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社ヒロキ	宮城県角田市島田字御蔵林三番地の二
令和元年 十二月二日	第五三七号	消石灰	70消石灰						東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地
令和元年 十二月二日	第五三九号	消石灰	68防散消石灰						東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地
令和元年 十二月二日	第五四〇号	炭酸カルシウム 肥料	53炭酸カルシ ウム肥料					含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地
令和元年 十二月二日	第五四一号	副産石灰肥料	東北かきがら副 産石灰					含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地
令和元年 十二月二日	第五九〇号	炭酸カルシウム 肥料	防塵炭酸カルシ ウム					含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番 地

○宮城県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

岩沼地区第6分區

二 処分の年月日

令和二年三月十二日

○宮城県告示第二百二十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第八十五条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域(宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区)	大型定置漁業	令和二年三月六日	本吉郡南三陸町志津川袖辺二百一十一番地本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷百六十三番地徳宝丸漁業生産組合	漁業災害補償(昭和三十九年政令第二十九号)第六十九条に規定する漁業	三人
石巻市区域(牡鹿漁業協同組合の地区)	大型定置漁業	令和二年三月十二日	石巻市鮎川浜内山二十六番地一石巻市鮎川北三十五番地一株式会社文丸水産	漁業災害補償(昭和三十九年政令第二十九号)第六十九条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第二百二十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基く加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区	令和二年三月六日	気仙沼市唐桑町宿浦百三十四番地一 島山 登亀洋 気仙沼市唐桑町宿浦二百十六番地 島山 政則	漁業災害補償(昭和三十九年政令第二十九号)第六十九条に規定するほたて貝養殖業	三十二人

○宮城県告示第二百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
仙台市青葉区新川字早坂西八の一、八の二、八の四、八の五、八の七、字八森四の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 宮城県告示第二百二十六号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
- 令和二年三月二十四日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 保安林予定森林の所在場所  
登米市東和町米川字北上沢二一、二二、三九三、三九四、字中田一三五の一、一三八の一、字西上沢二九六、三一三の一、三一四、字山根一九五から一九七まで、二三三の一、二三四から二三八まで、二三九の二、二三九の四
  - 二 指定の目的  
水源の涵養
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
東松島市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼

土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	D	前	一〇・五 五四・一	八〇〇・〇	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A				
D	D	C	一二・〇 三一・〇	四三九・一	
	A				
一二・八 一五三・二	一〇・五 二二・六	八・五 二五・九	三二九・三	四八一・二	
一二・八 一五三・二	四八一・二	三二九・三	四三九・一	四三九・一	

○宮城県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字雷前一四番地先から同郡同町戸倉字転石四五番二地先まで	令和二年三月二十四日

○宮城県告示第二百三十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両

の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	一〇八号	大崎市鳴子温泉字古戸前八〇番地先から 同市鳴子温泉鬼首字田野三番四地先まで	令和二年 四月一日
県 道	塩釜亘理線	名取市牛野字内海二〇四番一地从先から 同市杉ヶ袋字横手二五四番一地从先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

〇宮城県告示第二百三十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月五日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

名取市増田四丁目二十五番二、二十五番三、二十五番四、二十五番六、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番一、三十四番二の一部、三十五番一、三十五番四の一部、三十六番一、四十六番七、四十八番、四十九番、五十番一、五十番三、五十番四、五十番五、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三の一部、五十一番十四、五十一番十五、五十一番十六、五十一番十八、市道原停車場線の一部、市道停車場田高線の一部及び三・五・百八十七号名取駅閉上線の一部

四 事務所所在地

名取市増田二丁目四番二十六号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月三十日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を令和二年六月三十日に変更する。

七 変更認可の年月日

令和二年三月十八日

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる地域の名称  
柴田郡柴田町北船岡二丁目四番百五十二、十二番二百二、十二番二百七の各一部（第四一、二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和二年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億三千六百九十六万四千六百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務② 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億六千六百三十七万七千八百六十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 有限会社豊石観光 石巻市須江字豊石五十番地の二

五 落札金額 一億千六百六十五万四千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社昭和タクシー 大崎市古川字上古川屋敷七十七番地の一

五 落札金額 一億六千九百六十万三千九百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 有限会社大上観光バス 気仙沼市古町一丁目三番四十一号

五 落札金額 六千七百七十万八千三百九十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億四千四百五万四千九百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務② 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社タケヤ交通 柴田郡川崎町大字前川字中道南三番地四

五 落札金額 九千七百四十八万二千六十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 東北アクス株式会社 福島県南相馬市原町区深野庚塚三百四十六番地の一

五 落札金額 一億八千六百二十三万四千九百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 二億二十六万二千二十四円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務② 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目十三番二十号

五 落札金額 一億四千四百九十九万九千五百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 グリーン観光バス株式会社 栗原市築館字下宮野川北二十一番地一
- 五 落札金額 五千六百二十五万四千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 とよま観光バス株式会社 登米市登米町寺池目子待井二百七十五番地
- 一
- 五 落札金額 一億五百五十二万五千四百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 仙南交通株式会社 仙台市太白区中田五丁目十六番二十五号

- 五 落札金額 二億四百七十七万六千七百七十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 愛子観光バス株式会社 仙台市青葉区上愛子字大岩一番地の三
- 五 落札金額 一億八千四百九十六万五千三百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 東日本観光バス株式会社 岩沼市二木一丁目一番二五号
- 五 落札金額 三千五百二十二万八千八百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年一月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は特定役務の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給 年間約三百十四万五千キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁文化財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年三月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社宮城支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億三千九百九十二万二千八百九十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年二月二十五日

## 収用委員会

### ○宮城県収用委員会告示第9号

宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜大草山、大原浜南向及び大原浜大永寺地内）に係る土地収用事件（県道石巻鮎川線給分浜2号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年3月24日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年5月29日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等